



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

中国职业卫生法律·法规·规格

国家安全监督管理总局职业健康司

廖海江

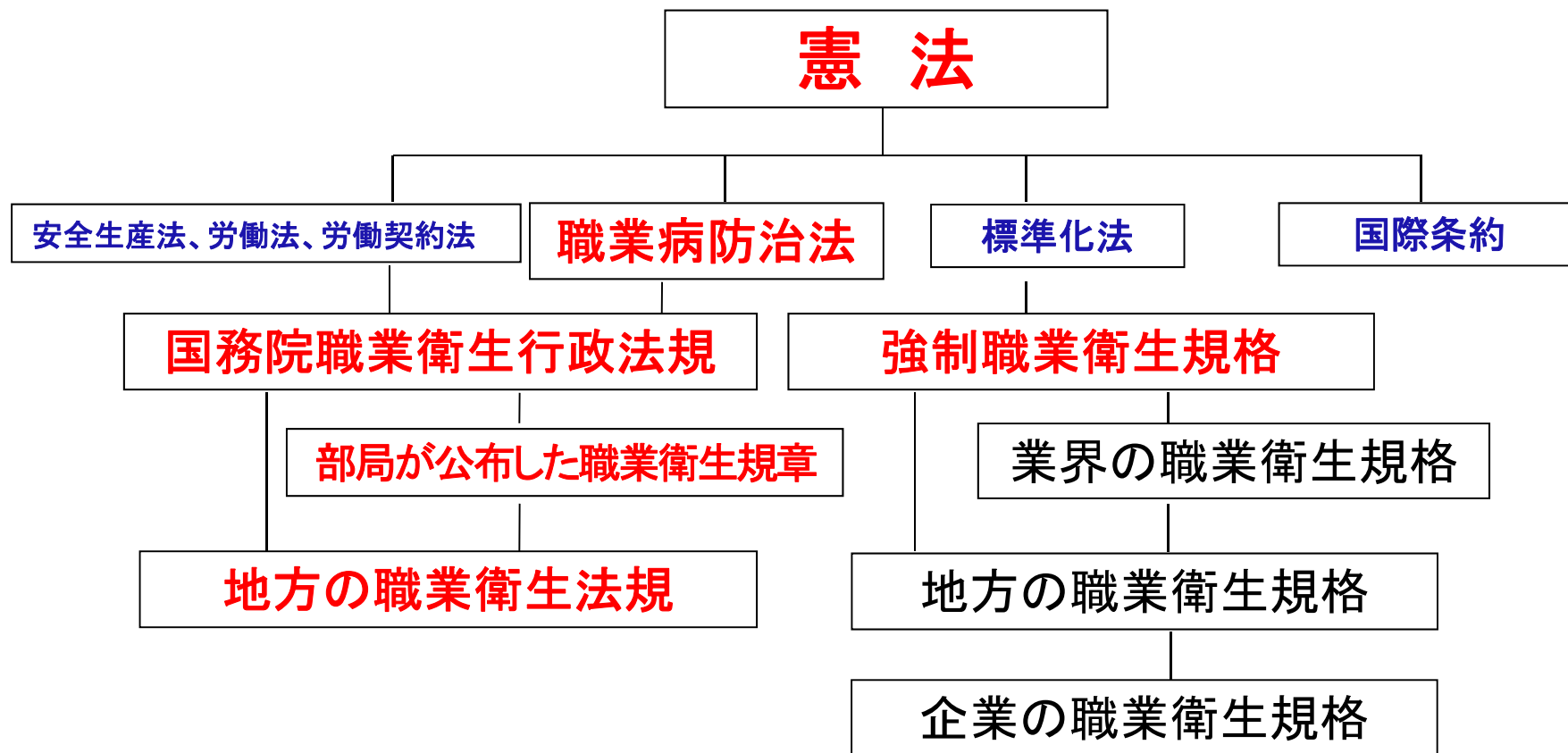
2016年2月

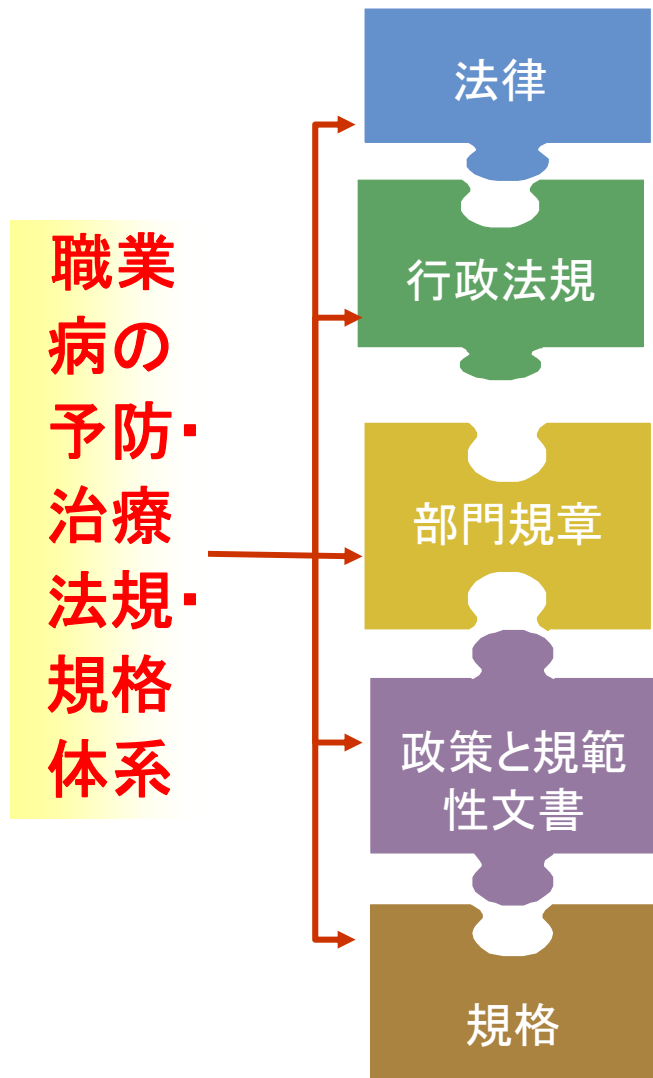


国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

中国職業衛生法律、法規、規格の枠組み





● 職業病防治法

- 有毒物品使用作業場所労働保護条例(国务院令352号)
- 塵肺予防条例(国発105号文)
- 放射性同位元素および放射線装置安全保護条例(国务院令449号)
- 女性従業員特殊労働保護特別規定(国务院令619号)

- 作業場所職業衛生監督管理規定(総局令47号)
- 職業病危害項目申告弁法(総局令48号)
- 使用者職業健康監護監督管理弁法(総局令49号)
- 職業衛生技術サービス機関監督管理暫定弁法(総局令50号)
- 建設事業の職業衛生「3つの同時」監督管理暫定弁法(総局令51号)

- 「職業病危害因子分類目録」(国衛疾控発[2015]92号)
- 「職業病分類及び目録」(国衛疾控発[2013]48号)
- 「高毒性物品目録」(衛法監発[2003]142号)……

- 国家職業衛生規格(400余項目)
- 防塵防毒業界規格(113項目)



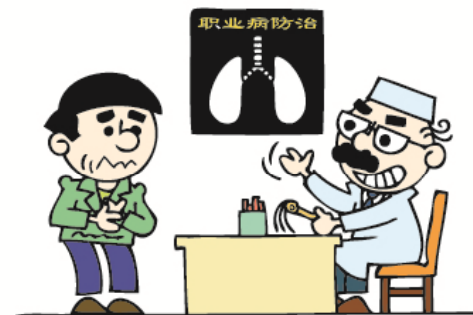
国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

一.「中華人民共和國職業病防治法」 (計7章90條)

- 2001年10月27日可決、2002年5月1日施行。
- 2011年12月31日改正案可決。

予防を中心に
予防と治療を融合

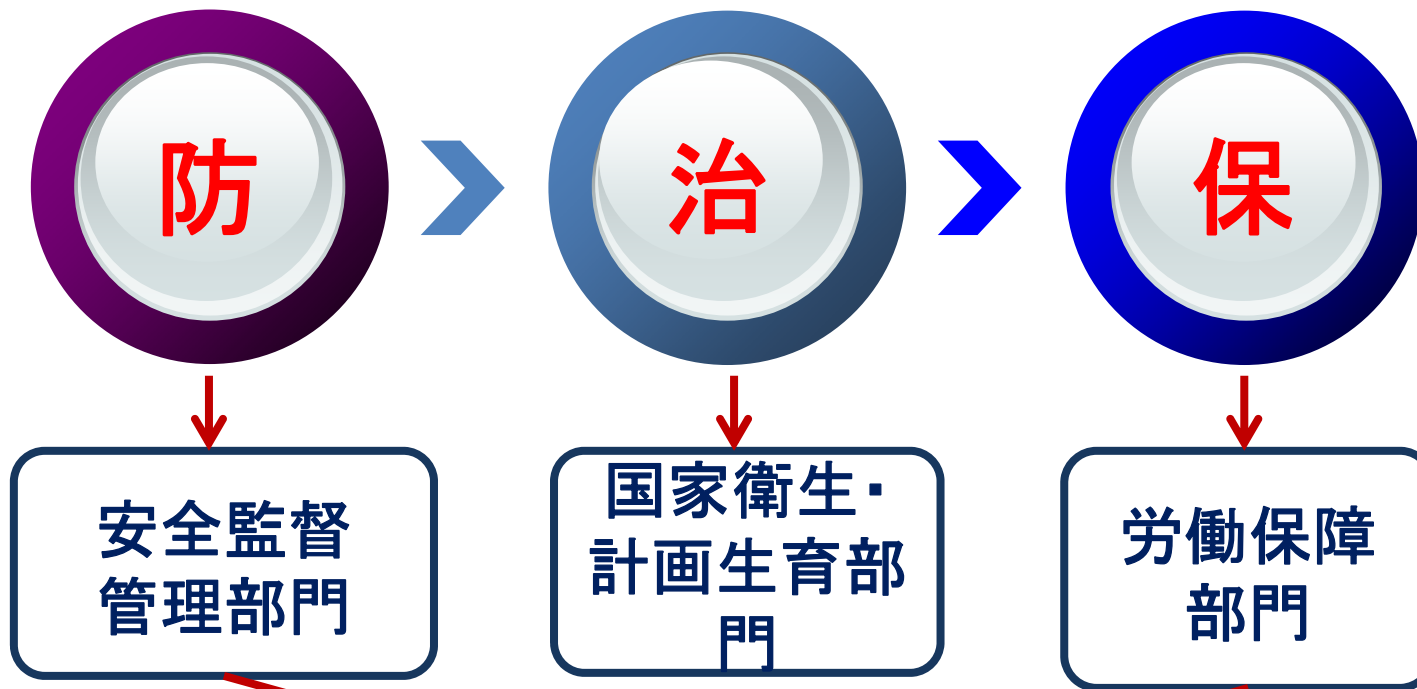




国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

現在は職業衛生監督管理の職務分掌



9つの部・委員会からなる
国家職業病予防・治療活動合同会議



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety



計7章90条

第一章 総則(13条)

第二章 事前の予防(7条)

第三章 作業中の防護と管理(23条)

第四章 職業病の診断と職業病患者への保障
(19条)

第五章 監督検査(7条)

第六章 法的責任(17条)

第七章 附則(4条)



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」 職業病危害を**予防する**ための使用者の義務10項目を規定

1. 使用者は職業病予防・治療責任制を構築、整備し、職業病予防・治療の管理を強化し、当該職場に生じた職業病危害に対して責任を負わなければならない。
2. 使用者の主要責任者は当該使用者の職業病予防・治療の業務に対し全面的に責任を負う。
3. 使用者は法により労働災害保険に加入しなければならない。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」

職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

4. 建設事業の職業衛生「3つの同時」制度

(保護施設は主体工事と同時に設計し、同時に施行し、同時に使用を開始する)

- 新設、拡張、改修の建設事業と技術改造、技術導入事業(以下、建設事業と総称)で職業病の危害が生じる可能性がある場合、使用者はフィジビリティスタディの論証段階で職業病危害事前評価報告書を提出する。
- 職業病の危害が重大な建設事業の保護施設設計は、国家職業衛生規格と衛生要件に適合しなければ施工できない。
- 建設事業は竣工時の検収までに、施工主は職業病危害の抑制効果評価を行わなければならない。

具体的要件は「建設事業の職業衛生『3つの同時』監督管理暫定弁法」(国家安全監督管理総局令51号)を参照



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」 職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

5. 使用者の作業場所は、次に掲げる職業衛生要件を満たさなければならない。
- (一) 職業病危害因子の強度若しくは濃度が国家職業衛生規格に適合している。
 - (二) 職業病危害の防護に適した施設を有する。
 - (三) 生産の配置が合理的で、有害な作業と無害な作業を分ける原則に合致している。
 - (四) 更衣室、シャワールーム、妊婦休憩室など衛生面での付帯施設を有する。
 - (五) 設備、工具、用具などが労働者の生理面での健康、心の健康を保護するための要件を満たしている。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和國職業病防治法」

職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

6. 使用者の作業場所において職業病目録に列記されている職業病危害因子が存在する場合は、速やかかつありのままに所在地の安全生産監督管理部門に危害項目を申告しなければならない(具体的な申告要件は「**職業病危害項目申告弁法**」を参照(国家安全監督管理総局令48号))。このほか、使用者は、職業病危害事故の発生、職業病患者又は職業病の疑いのある患者を発見した場合、速やかに所在地の安全監督部門及び衛生部門に報告しなければならない。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」 職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

7. 使用者による職業病予防・治療の管理措置：

- (一)職業衛生管理機構若しくは組織を設置又は指定し、専任若しくは兼任の職業衛生管理員を置き、当該使用者の職業病予防・治療に責任を持つ(国家安全監管総局47号令規定：職業病の危害が重大である又は労働者が100人を超える職業病危害がある使用者は、職業衛生管理機構若しくは組織を設置又は指定し、専任の職業衛生管理員を配置しなければならない)。
- (二)職業病予防・治療計画及び実施案を策定する。
- (三)職業衛生管理制度及び操作規程を制定、整備する。
- (四)職業衛生記録及び労働者健康監護記録を構築、整備する。
- (五)作業場所の職業病危害因子のモニタリング及び評価制度を制定、整備する。
- (六)職業病危害事故の緊急救援マニュアルを策定、整備する。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」 職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

8. 使用者は効果的な職業病防護施設を設けるとともに、労働者に個人用職業病保護具を提供しなければならない。
9. 職業病危害が生じた使用者は、目立つ場所に掲示板を設置し、職業病の予防・治療に関する規則・制度、操作規程、職業病危害事故の緊急救援措置、作業場所の危害因子検査測定結果を公表しなければならない。

重大な職業病危害が生じた作業部署については、目立つ場所に警告標識と中国語による警告説明を設置しなければならない。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」 職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

8. 職業病危害因子の日常的モニタリングと定期検査・測定

使用者は専任者による職業病危害因子の日常的モニタリングを行い、モニタリングシステムが正常に作動するよう確保しなければならない。

使用者は国务院の安全生産監督管理部門の規定に基づき、作業場所の職業病危害因子の検査測定、評価を定期的に行わなければならない。検査測定、評価の結果は使用者の職業衛生記録に加え、定期的に所在地の安全生産監督管理部門に報告するとともに労働者に公表する。

「作業場所職業衛生監督管理規定」(国家安全監管總局令47号):

職業病危害が存在する使用者は、相応の資格を持つ職業衛生技術サービス機構に委託し、職業病危害因子の検査測定を少なくとも年に1回行わなければならない。危害が重大な使用者は、少なくとも3年に1回、現状評価を行わなければならない。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和国職業病防治法」 職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

9. 職業衛生研修

使用者の主要責任者と職業衛生管理員は、職業衛生研修を受けなければならない。使用者は、労働者に対して就業前研修と就業期間中の定期職業衛生研修を行わなければならない。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

「中華人民共和國職業病防治法」 職業病危害を予防するための使用者の義務10項目を規定

10. 職業健康診断

職業病の危害因子に曝露する作業に従事する労働者に対し、使用者は、国务院の安全生産監督管理部門、衛生行政部門の規定に基づいて就業前、就業期間中および離職時の職業健康診断を実施し、労働者に検査結果を書面で知らせるとともに、職業健康監護記録を作成しなければならない。

具体的要件は「使用者職業健康監護監督管理弁法」

(国家安全監管總局令49号)および職業健康監護技術規範

(GBZ188)を参照。





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

使用者が「職業病防治法」に違反した場合の法的責任

—第70～78条の規定により、安全生産監督管理部門は、使用者の違法行為に基づきそれぞれ警告、期限付き是正命令、罰金、作業停止命令、建設停止と閉鎖の要請などの処罰を講じることができる。

—職業病危害を届け出ていない、告知していない、職業健康診断を実施していない、職業健康監護記録を提供していない、職業病の症例を報告していない、職業衛生状況を隠匿したなどの事由が存在する使用者について、安全生産監督管理部門は、5～50万元の罰金を直接科すことができる。

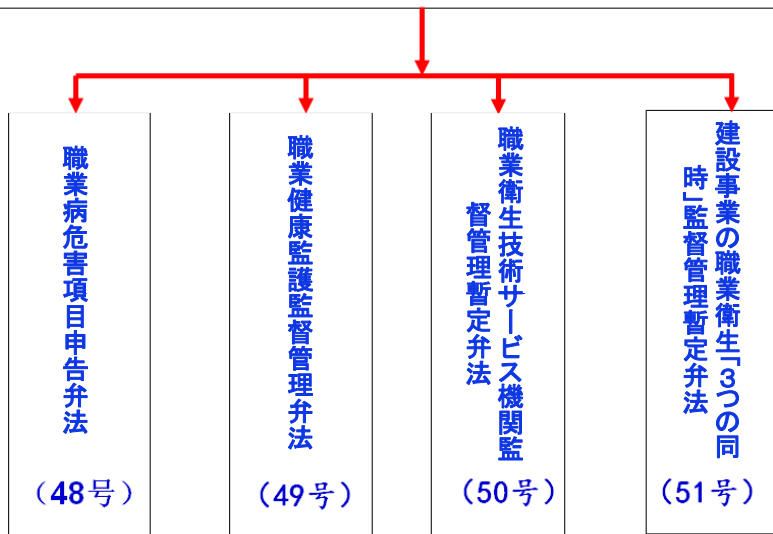




二. 在中国日系企業への提言

(一) 職業病予防・治療の法律・法規、規格の学習と実施を強化する

作業場所職業衛生監督管理規定(47号)



重要な国家職業衛生規格の一部

工業企業設計衛生規格(GBZ1)

作業場所有害因子職業的曝露限界値 化学有害因子(GBZ2.1)

作業場所有害因子職業的曝露限界値 物理的因子(GBZ2.2)

作業場所空気中有害物質測定のスプリング規範(GBZ159)

職業健康監護技術規範(GBZ188)

作業場所職業危害警告標識(GBZ158)

呼吸用保護具の選択、使用、保守(GB/T 18664)

.....



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

(二) サプライチェーンに対する職業安全・健康管理を強化する

事例：

- ◆ 2009～2011年に米国の某有名企業の中国OEM工場の密閉型洗浄作業場でノルマルヘキサン中毒事件が起き、137人が相次いでノルマルヘキサン中毒と診断された。
- ◆ この作業場では2008年10月から2009年7月まで、アルコールの代わりにノルマルヘキサンを使用したディスプレイ拭き作業が行われた。使用量は約1t/月で、効果的な換気および保護措置がとられなかったことから、直接または間接的にノルマルヘキサンに曝露した従業員がそれぞれ程度の異なる中毒症状を示した。

靴およびバッグ・かばん用接着剤(GB19340)と室内装修材用の溶剤型木製器具塗料中の有害物質規制値(GB18581)では、家具用塗料、接着剤のベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロルエタン、ノルマルヘキサン、TDIなどの有毒・有害物質含有量について規制値要件を設けている。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

(二) サプライチェーンに対する職業安全・健康管理を強化する

「職業病防治法」第32条: いかなる組織及び個人も、職業病危害を生じる作業を、職業病防護条件を備えていない組織及び個人に移転してはならない。職業病防護条件を備えていない組織及び個人は職業病の危害を生じる作業を引き受けてはならない。

「職業病防治法」第76条: 本法の規定に違反し、以下のいずれかに該当する場合、安全生産監督管理部門が期限付き是正を命じるとともに、5万元以上30万元以下の罰金を科する。情状が深刻な場合は、職業病の危害を生じている作業の停止を命じる、又は関係する人民政府に国務院が定める権限に基づいて閉鎖を命じるよう要請する。

(五) 職業病を保護する条件のない組織および個人に職業病の危害を生じる作業を移す、又は職業病を保護する条件のない組織および個人が職業病の危害を生じる作業を引き受ける場合。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

(三)アウトソーシングの労働者と派遣労働者に対する職業安全・健康管理を強化する

「職業病防治法」の派遣労働者使用者に対する規定:

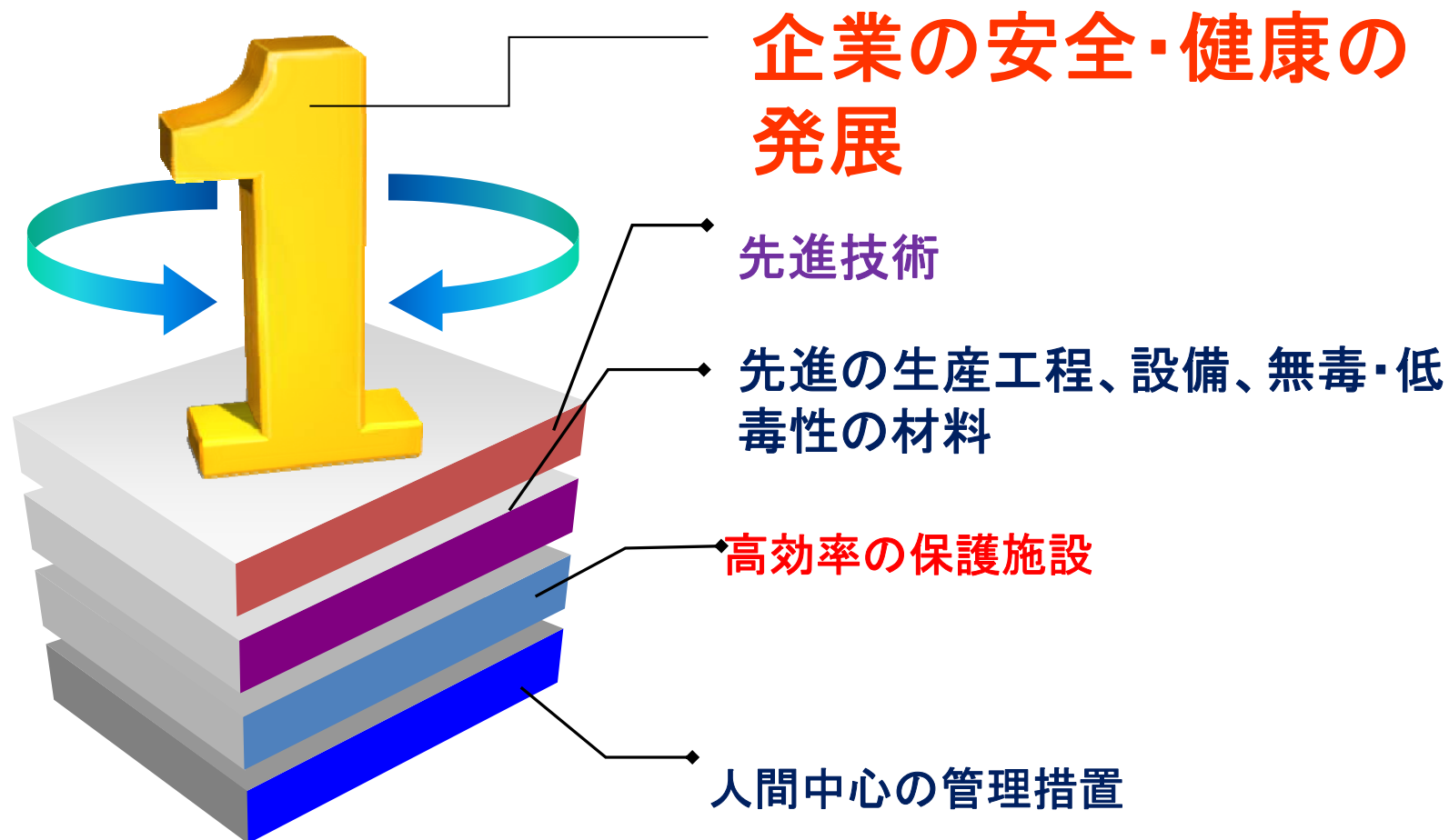
第88条 派遣労働者の使用者は本法が規定する使用者の義務を履行しなければならない。



国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

(四) 職業安全・健康管理の面でモデルとしての役割を果たす





国家安全生产监督管理总局

State Administration of Work Safety

谢谢！

ありがとうございます

